

# 韓国の個別化教育計画と日本の個別の 指導計画に関する比較研究

—「障がい者制度改革推進会議」の内容に着目して—

崔 明 福

(2010年10月7日受理)

Comparative Study on South Korean Individualized Education Program and  
Japanese Individualized Instruction Program  
— Focusing on the discussion in “the Advisory Committee to Promote the Reform of  
Administrative Systems for Persons with Disabilities” —

Cui Mingfu

**Abstract:** It is very important in Special Needs Education to implement educational instruction based upon Individualized Educational Program emphasizing child's learning needs. This study focuses on the discussion in “the Advisory Committee to Promote the Reform of Administrative Systems for Persons with Disabilities” and compares Korean Individualized Educational Program with Japanese Individualized Instruction Program following items which were recognized as main issues in the discussion of the Advisory Committee. Korean Individualized Educational Program is compulsorily organized based on “Special Education Law for Persons with Disabilities” and contains most of items like “Rights of Parents and Persons with Disabilities”, “Prohibitions of Discrimination”, “Inclusive Education” and others which are mentioned in “The Primary Agenda of Basic Idea for Reformation of Administrative Systems for Persons with Disabilities” and “Penal Regulations against Discrimination” which is not mentioned in the agenda. However, it was clear that there are some gaps and difficulties between administrative systems and real practices in Korea. This study may contribute to show what we have to prepare in Japanese Special Needs Education and Regular Education following to the recommendation from “The Advisory Committee” in addition to predict/identify issues which can be solved.

**Key words:** The Advisory Committee to promote the Reform of Administrative System for Persons with Disabilities, Korean Individualized Education Program, Japanese Individualized Instruction Program

キーワード：障がい者制度改革推進会議、個別化教育計画、個別の指導計画

## 1. はじめに

---

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：落合俊郎（主任指導教員）、木松憲幸、  
古賀一博、船津守久、牟田口辰己

2007年日本の特殊教育が特別支援教育に移行してから3年が経過した。現在、文部科学省はその施策の実現と制度の完成に向けて努力している。一方、国連「障害者権利条約」<sup>1)</sup>を批准するために、「障がい者制度改革推進会議」<sup>2)</sup>(2010)は、「障害者制度改革の推進の

ための基本的な方向（第1次意見）（平成22年6月7日）」として、「障害を理由とする差別の禁止法（仮称）」の設定や「障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則」とし、障害者が小・中学校等（とりわけ通常の学級）に就学した場合に、当該校が「必要な合理的配慮として支援を講じ」、「インクルーシブ教育」を実現することを提案している。

国連障害者権利条約が策定された背景をさかのぼると、国際連合は1970年代から障害者問題に注意を向け、様々な障害者に関する権利宣言を出し、各国に行動計画の実施を求めた。イタリア（1987）及びスウェーデン（1989）は、法的拘束力のある障害者差別撤廃条約化に向けた提案を行い、アメリカは、1990年に合理的配慮を掲げた「障害のあるアメリカ人法」（ADA）を制定した（中野，1997）。このADAは、その後、オーストラリアやイギリスをはじめ、多くの国の差別禁止法の制定に影響を与えることになり、このような世界的動向が国連障害者権利条約策定の背景となった。「障がい者制度改革推進会議」の提案は、2007年に日本で行われた特殊教育から特別支援教育への変化よりも大きな変革を要求している。このような国際的変化は、1994年ユネスコによるサラマンカ声明に代表されるように、国際機関や欧米では既に経験している事柄でもある。しかし、このとき気を付けなければならないのは、人権思想や教育体制が欧米とは異なる東アジアで実現可能かどうかである（肖放，2009）。

一方、韓国では、上記のような内容が既に1994年から「特殊教育振興法」<sup>3)</sup>（교육인적자원부，1994）によって既に保障されている。また、「特殊教育振興法」は、日本の「障害者制度改革の推進のための基本的な考え方（第1次意見）」と類似している部分が多い。しかし、「特殊教育振興法」は、実際に特殊教育現場を適切に支援できない、近年の特殊教育の動向を十分反映できない（교육과학기술부，2008）などの原因で、2008年に「障害者等に関する特殊教育法」として改訂され、その内容は個別化教育計画にも具体化されている。

障害児に対する教育を継続的、効果的に実施するためには、個に応じた指導を計画的に実施する必要がある。それぞれの国で名称は異なるが、障害のある児童生徒の個別のニーズに沿った教育計画を作成することは、最も重要な事柄の一つである。韓国の個別化教育計画では、アメリカのIEPの影響を受けて「各級学校の長は、特殊教育対象者の能力及び特性に適合した個別化教育方法を工夫して、特殊教育対象者にとって、その能力を最大限に発達させるように努める」（교육인적자원부，1994）とし、特殊教育振興法によって作

成が義務付けられているが、それ以前にも教育部（日本の文部科学省にあたる）の教育課程運営資料や研究者の論文、各種学術セミナーなどにおいて既に広く紹介されていた（한현민，2008）。

個別化教育計画に相当するものとして、日本でも1999年から個別の指導計画の作成が特殊教育諸学校学習指導要領において義務付けられた。個別の指導計画は、「児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだもの」（文部科学省，2004）であり、特別支援教育において不可欠なものである。

これまで、個別の指導計画に関する国際的な比較研究は少なく、そのほとんどがアメリカのIEPとの比較研究（伊澤，2000；임안수，2002；김윤식・김남순，2008；한현민，2008）であり、アジア諸国間との比較研究は見当たらない。さらに、2009年12月に立ち上げられた「障がい者制度改革推進会議」の内容を視野に入れた研究はまだ行われていない。「障がい者制度改革推進会議」で議論されている内容は、韓国特殊教育の内容とオーバーラップする部分が非常に多く、日本の特別支援教育に新たにつけ加えるべき内容が多い。韓国の個別化教育計画において起きた一連の変化を明らかにすることは、今後、日本において「障がい者制度改革推進会議」の提案を個別の指導計画や個別の教育支援計画にどのように取り入れるかについて、話題提供できると考える。

以上のことから、本研究では、韓国の個別化教育計画と日本の個別の指導計画について比較を行う。これらの比較を通じて、個別化教育計画と個別の指導計画との差異を明らかにし、また「障がい者制度改革推進会議」で議論されている内容が、個別の指導計画の関連法規の中にどのように反映され、調整または修正される必要があるかを検討する。まさに、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の議論にも資するものと考えられる。

## 2. 韓国の「障害者等に関する特殊教育法」における個別化教育計画に関する関連規定

「障害者等に関する特殊教育法」（교육과학기술부，2008）の第2条の第7では、「個別化教育とは、各級学校の長が特殊教育対象者個人の能力を啓発するため、障害カテゴリーおよび障害特性に最も適切な教育

目標・教育方法・教育内容・特殊教育関連サービスなどが含まれた計画を立て、実施する教育を示す」と明示されている。また、特殊教育関連サービスとは、特殊教育対象者の教育を効率的に実施するために必要な人的・物的資源を提供するサービスとして、相談支援・家族支援・療育支援・補助員支援・光学機器支援・学習機器支援・通学支援および情報アクセシビリティ支援などを示している。以上のように、韓国の個別化教育計画は、「障がい者制度改革推進会議」(2010)で提起している「当該学校が障害児に対し、必要な合理的配慮としての支援、障害児やその保護者に対する支援に必要な措置」や「情報アクセス・コミュニケーション保障」などの内容を既に含んでいることが分かる。

具体的な項目として「障害者等に関する特殊教育法」第22条には、「各級学校の長は、特殊教育対象者の教育的ニーズに応じた教育を提供するために保護者、特殊教育教師、一般教育教師(統合学級教師)、進路及び職業教育担当教師、特殊教育関連サービス担当スタッフなどで個別化教育支援チームを構成する」とし、支援チームへの統合学級教師の参加を明示している。受験戦争と言われる韓国の家庭教育の状況にもかかわらず、公教育では「障害者等に関する特殊教育法」第2条で統合教育の概念も定義しており、「インクルーシブ教育」を積極的に推進していることが推察される。

「障害者等に関する特殊教育法」施行規則第5条では、個別化教育計画を作成する際に当該特殊教育対象者または、対象者の保護者に意見陳述機会を与え、作成された個別化教育計画を閲覧するようにしなければならないとしている。「障害者等に関する特殊教育法」第16条には、①教育長または教育行政担当官は、特殊教育支援センターから最終意見の通知を受けた日より、2週間以内に特殊教育対象者に対する選定結果および提供する教育支援内容を決定し、保護者に書面で通知しなければならない。②診断・評価過程においては、保護者の意見陳述の機会が十分に保障されなければならない。「障害者等に関する特殊教育法」第38条の罰則では、個別化教育支援チームへの保護者参加を妨げる者、および障害を理由として特殊教育対象者の入学を拒否した者については300万ウォン以下の罰金を与えると規定されている。上記の項目からは、教育における障害を理由とする差別の禁止と罰則規定が設けられており、保護者の権利も法律的に保障されていることが伺える。

「障害者等に関する特殊教育法」第22条では、特殊教育対象者が他校に転校または進学する場合、転出させる学校は転入先の学校へ、個別化教育計画を14日以内に送付することが述べられている。同法第36条には、

特殊教育対象者及び保護者は就学・転学先などに異議がある際には、都道府県・市町村特殊教育運営委員会などに再審請求することができるとしている。特殊教育法施行令11条では、教育長または教育行政担当官は、特殊教育対象者を就学・転入させる際には対象となる学校と本人に文書で通知する規定がある。また、第36条では、①特殊教育対象者または保護者は、教育長または各級学校長による就学措置に対して異議がある場合には、該当都道府県・市町村特殊教育運営委員会に審査請求することができる。②審査決定に異議がある特殊教育対象者または保護者は、通知を受けた日より90日以内に行政審判を提起することができる規定されている。

「障がい者制度改革推進会議」(2010)では、就学先や就学先における必要な合理的配慮及び支援の内容を決定する際に、本人・保護者、学校、学校設置者の三者の合意を義務付ける仕組みとし、合意が得られない場合には、インクルーシブ教育を推進する専門家及び障害当事者らによって構成される第三者機関による調整を求めることができる仕組みを設けるとされている。韓国では既に法律に規定されており、個別化教育計画に反映される仕組みになっている。

このように、「障がい者制度改革推進会議」の提案の内容には、韓国では既に法律的に保障されており、さらに、個別化教育計画の作成のための関連規定も具体化されている。個別化教育計画は、韓国でも特殊教育を支える重要な柱であり、特殊教育対象者の個人差を考慮した最も適切な教授・学習条件を提供したもの(정대영, 1995)であり、一人一人の児童生徒の特性に合わせた教育課程を強化するとされている。

### 3. 韓国の個別化教育計画と日本の個別の指導計画との比較

日本の個別の指導計画は、学習指導要領において作成が明示されているので、准法規的な義務付けが行われているが、作成に関する法律上の規定はない。韓国の個別化教育計画は、その作成について、「障害者等に関する特殊教育法」(2008)と同法施行規則に規定されている。韓国の「特殊教育振興法」(1994)と「障害者等に関する特殊教育法」(2008)の個別化教育計画と、日本の学習指導要領(1999, 2009)における個別の指導計画の内容を(1)対象、(2)構成要素、(3)作成者、(4)結果の報告・説明義務、(5)作成期限、(6)保護者参加の項目について比較したのが表1である。

表1 韓国の個別化教育計画と日本の個別の指導計画の関連規定要約比較表

項目	韓国		日本	
	特殊教育振興法 (1994)	障害者等に関する 特殊教育法 (2008)	学習指導要領 (1999)	学習指導要領 (2009)
対象	すべての 特殊教育対象者	すべての 特殊教育対象者	重複障害 自立活動時	すべての障害児
内容 項目	プロフィール, 現在学 習水準, 長・短期教育 目標, 教育開始と終了 時期, 教授の方法, 評 価計画, その他委員会 が定める事項	プロフィール, 現在学 習水準, 教育目標, 教 育方法, 評価計画, 関 連サービスの内容と方 法など	実態把握 指導目標 指導内容	実態把握 指導目標 指導内容, 評価
作 成 者	5人以上10人以下(委 員長「学校長」含む) で構成, 委員会の構成 及び運営などに関する 必要な事項は当該学校 の学則として定める	保護者, 特殊教育教師, 一般教育教師, 進路・ 就職教育担当教師, 関 連サービス担当スタッ フなど	教師の協力, 専門の医師 との連携(解説にて)	教師間の協力, 必要に 応じて外部の専門家や 保護者等と連携を 図っていく(解説にて)
結果 報告 義務	規定なし	学期ごとに学業到達度 評価を実施し, 結果を 特殊教育対象者または 対象者の保護者に 報告	規定なし	学習状況や結果の 評価について説明 (解説にて)
作成 時期	毎学年が始まる前(学 期中配置された場合 は, その日より30日 以内)	教育措置決定後作成 (毎学年が始まった日 より30日以内)転校時 送付	規定なし	規定なし
保護者 参加	意見陳述の機会を 与える	個別化教育支援チーム の一員	保護者との連携に十分 配慮する必要がある (解説にて)	保護者から話を聞く (解説にて)

1) 対象者について

韓国では, 1994年から「各級学校の長は特殊教育対象者の能力および特性に適合した個別化教育方法を講じ, 特殊教育対象者の能力を最大限に発達させなければならない」(교육인적자원부, 1994)とし, すべての特殊教育対象者について個別化教育計画を作成するようになった。日本では, 1999年学習指導要領においては, 重複障害者と自立活動だけに個別の指導計画を作成するよう決められていたが, 2007年特殊教育が特別支援教育へ移行してからは, すべての障害児に対して個別の指導計画を作成できるようになった。

2) 指導計画の内容について

韓国の「特殊教育振興法」および「障害者等に関する特殊教育法」における個別化教育計画と日本の学習指導要領(1999, 2009)での個別の指導計画の構成要素は, どちらも実態把握, 指導目標, 指導内容, 評価

など同様の内容である。しかし, 「特殊教育振興法」内の一つの項目であった「その他の委員会が定める事項」に, 2008年の「障害者等に関する特殊教育法」では, 「関連サービスの内容と方法など」の項目が追加された。前述したように, 特殊教育関連サービスとは, 特殊教育対象者の教育を効率的に実施するために必要な人的・物的資源を提供するサービスであり, 「障害児やその保護者に対する必要な合理的配慮としての支援」を示す。「関連サービスの内容と方法など」を追加することで, 多様かつ障害の特性に適合した福祉サービスを提供する根拠を備えたと言える。また, 対象児童生徒の「現在の学習水準」という従来の表現から「特別な教育的支援を必要としている領域について」として具体化され, 現実的な個別化教育計画の作成が可能になった。

### 3) 指導計画の作成者について

韓国の「特殊教育振興法」では「委員長1人を含む5人以上10人以下の委員として個別化教育委員会を構成し、委員会の構成及び運営などに関する必要な事項は当該学校の学則として定める」としていたが、「障害者等に関する特殊教育法」では「学年が始まった日より2週間以内に保護者、特殊教育教師、一般教育教師、進路および就職教育担当教師、特殊教育関連サービス担当スタッフなどと個別化教育計画支援チームを構成する」と規定された。「特殊教育振興法」では個別化教育委員会の構成と運営委員会を当該学校側に委任することだけであったが、その権限と責任が不明確であった。「障害者等に関する特殊教育法」では、個別化教育計画支援チームを特殊教育の対象者の保護者、特殊教育教師などで構成するよう規定しており、またその支援チームの結成期限についても言及している。障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに合わせて、多様なスタッフで協力・議論する「個別化教育支援チーム」を通じて総合的に計画する。更に、この個別化教育委員会に当該特殊教育対象者の保護者が何らかの理由で参加できない場合、保護者団体の長が代理として参加できる。

一方、日本では個別の指導計画（1999、2009）作成時には、現実的には主に担当教師が作成することになっており、学習指導要領では作成者については言及しておらず、学習指導要領の解説（2009）に「教師間の協力の下で、適切な方法を活用して進めるとともに、多面的な判断ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図っていくことも考慮する必要がある」と記述され、他機関との連携は個別の教育支援計画で行うとされている。作成の主体者はあくまでも教師であり、従って個別の指導計画に関する責任は教師にある（安藤、2001）と思われる。今後は、作成メンバーなどについて明確に指定し、保護者の参加の仕方などについても積極的に考えていく必要がある。

### 4) 指導計画の結果の報告・説明について

韓国では個別化教育計画の実施結果の報告については、「特殊教育振興法」では規定がなかったが、「障害者等に関する特殊教育法」では「各級学校長は、学期ごとに個別化教育計画による学業到達度評価を実施し、その結果を特殊教育対象者または対象者の保護者に報告しなければならない」と規定している。特殊教育対象者に対する評価をおろそかにすることを避けるために、学期ごとに学業到達度評価の実施を規定した。

日本の学習指導要領（1999、2009）では、個別の指導計画の実施結果報告について特に規定されていない

が、PDCAサイクルの中にツールとして使用されることがあげられている。学習指導要領の解説に「保護者には、学習状況や結果の評価について説明する」と言及されている。個別の計画を作成するということは、保護者に対するアカウンタビリティ（説明責任）があること（安藤、2001）、これは保護者の権利保障にも繋がると考えられる。

### 5) 指導計画の作成期限と保護者参加について

韓国の「特殊教育振興法」では、個別化教育計画を学年が始まる前に作成しなければならないとしていたが、「障害者等に関する特殊教育法」では「新学期が始まった日より30日以内に個別化教育計画を作成しなければならない」と規定されている。これまで対象児童生徒の状況を把握する前（学年が始まる前）に個別化教育計画を作成すべきとした内容を実行可能な状況に訂正した。

また、保護者参加について「特殊教育振興法」では、「保護者に意見陳述の機会を提供し、選定と学校指定に対して特殊教育審査委員会に再審査を請求する権利がある」と規定されており、「障害者等に関する特殊教育法」では「保護者が個別化教育支援チームに参加し、学期ごとの評価による結果の報告を受ける」「診断・評価の過程においては、保護者の意見陳述の機会を十分に保障されなければならない」と定められている。このように、保護者は個別化教育計画の作成への参加義務があると同時に保護者としての権利も保障されている。

日本の学習指導要領では、個別の指導計画作成について保護者の権利を規定した文言はないが、家庭との連携をとることが求められている。「学校教育法施行令第18条の2」で障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けて保護者の就学時の意見について言及しているが、個別の指導計画の作成・実施・評価の過程における保護者の権利は規定されておらず、学習指導要領の解説において「保護者との連携に十分配慮する必要がある、保護者から話を聞く」と言及されている。

## 4. おわりに

本研究では、「障がい者制度改革推進会議」の議論と同じ内容が韓国の個別化教育計画ではどのように反映されているかを考察した。また韓国の個別化教育計画と日本の個別の指導計画について関連規定の比較を行い、その差異について検討した。韓国の個別化教育計画は、その作成が法律に義務付けられており、また、欧米や国際機関で既に認知されている「障害者や保護

者の権利」,「差別の禁止」,「インクルーシブ教育」などの内容をほとんど含んでおり,日本の「障害者制度改革の推進のための基本的な考え方(第1次意見)(平成22年6月7日)」の内容を越えるものが含まれている。一方,日本の個別の指導計画は学習指導要領において作成が明示されて,準法規的な対応が義務付けられるが,作成に関する法律上の規定はない。日本と教育的,文化的,社会的,政治的背景等が異なるので,韓国のシステムをそのまま日本に導入することは難しいが,今後,国際的な動向に合わせ,個別の指導計画の作成を法律的に位置づけ,「障害者制度改革の推進のための基本的な考え方(第1次意見)(平成22年6月7日)」の内容も導入すべきであろう。

しかし,韓国の現実を見ると,以下のような課題もあることに注意すべきである。韓国の個別化教育計画に関する諸研究において,個別化教育計画の制度化と実際の現実は乖離している(윤광보,2008;정주영,2009),個別化教育計画に対する教師の理解不足,専門性の欠如に対処する支援体制が整っていない(한현민,2008)ことも指摘されている。また,個別化教育計画作成の時期や期限について,障害カテゴリーや障害の程度と関係なく,規定通り期限内で策定可能かどうかとも検証する必要がある。さらに,個別化教育計画が実際どれだけ実行されているかを検証すべきであろう。韓国の特殊教育で生じている様々な改革と課題を研究することは,「障がい者制度改革推進会議」が提案した内容を日本の特別支援教育や通常の教育内で実施した場合,何を準備すべきか,あるいはどんな課題が生ずる可能性があるかを示してくれるのではない。

本研究は,国連障害者権利条約の批准に向けて,中央教育審議会初等中等教育分科会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置された特別委員会に重要な情報を与えることができると考える。

## 【注】

- 1) 2006年12月に採択された「国連障害者の権利条約」は,障害のある人の基本的人権を促進・保護すること,固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際的原則である。
- 2) 2009年12月8日,閣議決定により障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備と日本の障害者制度の集中的な改革を行うために,「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置された。平成22年に入ってから開催された会議は,平成22年5月17日で第11回目を迎えている。

3) 日本では,2007年に特殊教育から特別支援教育へ名称の変更が行われたが,韓国では現在でも漢字表記では「特殊教育」となっている。特殊教育振興法は,特殊教育を必要とする人々に国家及び地方自治団体が適切で平等な教育機会を提供し,教育方法及び諸条件を改善するために自主的な生活能力を養うことによって,彼らの生活安定と社会参加に寄与することを目的としており,第1章に目的,定義などに関する内容が9項目,第4章に特殊教育対象者の選定,就学などに関する内容が4項目,第3章に特殊教育方法に関する内容が9項目,第4章に附則5項目,第5章に罰則などで構成されている。

## 【引用・参考文献】

- 安藤隆男(2001)自立活動における個別の指導計画の理念と実践,川島書店。
- 落合俊郎(2009)国連「障害のある人の権利条約」が特別支援教育に与える影響について—権利条約に則った就学相談とは—,広島大学特別支援教育実践センター研究紀要 7, pp.35-48。
- 落合俊郎(2010)障害者権利条約の教育分野における意義,リハビリテーション研究 No.12, pp.15-20。(財)日本リハビリテーション協会。
- 한현민(2008) 개별화교육계획 시행의 근거법령에 대한 한·미간 비교연구: 과제와 개선의 대안. 특수교육연구 15(2), pp.57-99。
- 임안수(2002) 우리 나라와 미국 IEP의 법적 비교연구 특수교육저널: 이론과실천 3(4), pp.27-44。
- 伊澤崇弥(2000)アメリカの個別教育計画(IEP)との比較からみた日本における個別の指導計画の一考察,岐阜大学教育学部障害児教育実践センター年報 7, pp.18-24。
- 정대영(1995) 개별화교육의 배경과 실천과정, 효율적인 개별화교육계획의 수립과 실천방안 세미나。
- 정주영(2009) 초등 특수학급교사의 개별화교육계획 개발에 관한 실태조사, 지적장애연구 11(1), pp.123-139。
- 김윤식·김남순(2008) 미국장애인 교육법과 우리나라 특수교육법에서 개별화교육 프로그램(EIP) 고찰, 43(2), pp.47-69。
- 교육인적자원부(1994) 특수교육진흥법 전면개정 법률 제4716호。
- 교육과학기술부(2008)「장애인등에 대한 특수교육법령」해설자료, 교육과학기술부 특수교육지원과。
- 文部科学省(1999)盲学校,聾学校及び養護学校学習指導要領解説—総則等編一,大蔵省印刷局。

文部科学省（2004）小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）。

文部科学省（2009）特別支援学校教育要領・学校学習指導要領，海文堂出版株式会社。

文部科学省（2009）特別支援学校学習指導要領解説—自立活動編—，海文堂出版株式会社。

文部科学省（2009）特別支援学校教育要領解説—総則等編（幼稚部・小学部・中学部）—，海文堂出版株式会社。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2010）中央教育審議会，中等教育分科会「特別支援教育の在

り方に関する特別委員会」配付資料。

中野善達（1997）国際連合と障害者問題重要関連決議・文書集，エンバワメント研究所。

障がい者制度改革推進会議（2010）障がい者権利改革推進会議第14回（H22.6.7）資料1「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」（第1次意見）（案）。

肖放（2009）東アジアにおける障害者観と対障害者態度改善への試み—中・日・韓における障害観の歴史的変遷を手かがりに—，広島大学大学院教育学研究科特別支援教育専攻 博士論文。

윤광보（2008）개별화교육계획에 의한 교육과정 개별화 방안 연구, 특수교육저널 9(3), pp.387-408.